

委員長報告書

総務委員会は、平成26年10月2日（木）、3日（金）の2日間 滋賀県長浜市、福井県あわら市において「債権回収対策について」、視察研修を行いました。

以下その概要について報告します。

記

長 浜 市	市制施行	平成18年2月13日
	人 口	122,161 人
	世 帯 数	44,381 世帯
		(平成26年5月1日現在)
	面 積	680.79 k m ²

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。周囲は伊吹山系の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有している。

昭和18年に長浜町・六荘村・西黒田村・神照村・南郷里村・北郷里村・神田村の1町6村が合併して市制が敷かれ、平成18年2月に長浜市、浅井町、びわ町の1市2町が合併し、その後、平成22年1月に長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の1市6町が合併し、現在に至る。

視察事項

【債権回収対策について】

1. 債権管理条例を制定した具体的な理由について

歳入の確保による財政健全化と市民負担性の公平性の確保に資することを目的とし、市の債権管理の一層の適正を図るために制定した。

平成24年度末における未収額の合計は、21億2千万円に達していた。市債権の未収額の増加は、厳しい経済状況や少子高齢化等の社会情勢の変化に起因していると考えられ、依然として景気の行き先が不透明な中で、非正規雇用の増大や所得の減少等が滞納発生の要因となっている。

市の債権を取り巻く厳しい状況が続く中で、財源確保による安定した市の財政運営と市民負担の公平性の確保に向けて、より一層適正な債権管理を進めていく必要があった。

このため、納期内納付の促進はもとより、滞納になった場合の納付指導に重点を置くとともに、納付資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、法令に基づいて厳格に対処していく必要があった。

2. 強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権の具体的な金額と、条例制定後の回収金額または回収率について

強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権の具体的な金額については、平成24年度分とそれまでの滞納繰越分合わせて、各債権合計が調停額302億7,819万9千円に対し、収入額279億679万8千円、不納欠損額2億4,968万5千円、未収額21億2,171万6千円、収納率92,1%とのことであった。平成25年10月から「債権管理条例」を施行して1年目であるため、制定前後の金額・回収率の比較はまだ把握できていない。

3. 条例制定前と制定後における徴収率の変化について

回収率と同様、条例制定1年目ともあって、税徴収率の変化についても具体的な比較はできていない。しかし、条例制定することにより取組方針を明示し、全庁一体となり目標実現向け、推進体制を強化している。

新たな未収債権の発生を抑止するため、履行期限経過後の督促や催告、納付相談等、早期納付の促進を強化し、現年度徴収の徹底に努めている。納付の利便性向上のため、口座振替納付の促進、コンビニ収納の拡大、クレジット収納の導入等、公金収納方法の多様化についての検討を進めている。

また、既存未収債権の縮減を図るため、滞納処分や強制執行の実施や、明らかに回収が困難である債権については、滞納処分の執行停止や「長浜市債権管理条例」に基づく債権放棄の措置を行い、債権の適正な管理を進めることとしている。

4. 専門知識職員の雇用及び法的部分の弁護士への委任について

特に専門的知識職員の雇用はしていない。悪質な場合は裁判を行い、弁護士はプロポーザル方式で委託契約している。

あわら市	市制施行	平成16年3月1日
	人口	29,686人
	世帯数	10,041世帯
		(平成26年1月1日現在)
	面積	116.99k㎡

あわら市は、福井県の最北端に位置し、西は坂井市三国町、南は同市坂井町・丸岡町、そして北東は石川県加賀市に隣接し、北西は日本海に面している。

気候は、北陸地方の中でも比較的温暖で、気象環境は過ごしやすいものとなっており、美しい日本海、静かな湖や川、緑豊かな山々、優れた泉質の温泉など、自然の恵みにあふれた地域である。

平成16年3月1日に旧芦原町、旧金津町の2町が合併し誕生した。

視察事項

【債権回収対策について】

1. 債権管理条例を制定した具体的な理由について

平成18年頃、あわら市は市税の徴収率が県下で下位であったため、平成19年度にこの課題解消を目的として納税課内に収納対策室を設け、翌年、市税等の徴収に特化した収納推進課を新設した。

平成20年度から市税徴収に関して本格稼働したが、税外債権に関しては、所管部署が個別に管理・徴収を行っていたため、債権の管理が不十分で滞納額も大きくなり、市税同様に滞納額の削減が重要な課題となっていた。

税外債権について、保全、取立て、消滅など基本的事項について取りまとめ、全庁的に統一した取扱いと対応を実施する必要があると、市の債権管理に万全を期するとともに、公平性を確保するため、平成25年4月に、計画的かつ適正な債権管理を行うことを目的とした「あわら市債権の管理に関する条例」を施行するに至った。

2. 強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権の具体的な金額と、条例制定後の回収金額または回収率について

市税等の徴収実績であるが、総額で、平成25年度分とそれまでの滞納繰越分合計について、調停額63億5,055万2千円に対し、収入額55億6,065万8千円、不納欠損額7,704万円、収入未済額

7億1,285万4千円で、徴収率は87.5%である。平成24年度の収納率の85.9%と比較すると若干上がっている。

税外債権については、平成26年度の滞納繰越合計額が1億5,093万7千円に対し、徴収額は1,656万4千円で未納額が1億3,437万3千円となっている。

3. 強制徴収公債権と非強制徴収公債権を1本化し徴収することの問題点について

- ・徴収方法については、債権の種類により異なる。強制徴収公債権は、それぞれの個別法に「国税滞納処分の例により」または「地方税の滞納処分の例により」と規定され、税同様に自力執行権が認められているが、非強制徴収公債権及び私債権は自力執行権が認められていない。裁判所の判決により取立てることになるため、一元化により強制的な徴収が行いやすくなるわけではないが、複数の部署が一滞納者に対し個別交渉するよりは、一つの部署が取りまとめることにより、計画的な納付計画を立てることができるメリットがある。

- ・債権の振り分けは、国税徴収法及び地方税法それぞれに税優先の規定があり、税に充当しなければならないが、一元化することにより、効率的な納付計画が作成でき、計画的に各債権に徴収金を充当することが可能となる。

- ・消滅時効の取り扱いは、債権ごとに異なるので、法令を順守し個別に管理している。

- ・税に関して得た情報を非強制徴収公債権や私債権に使用するのは個人情報守秘義務に抵触することがあるため、あわら市では平成26年6月議会において「あわら市債権の管理に関する条例」を改正し、「個人情報取り扱いの特例」を規定して対応した。

4. 条例制定前と制定後で現年度の徴収に変化があったかどうか

条例制定前後の徴収率については大きな変化はないが、条例制定により全庁統一した取扱いが示され、収納推進課税外債権グループの設置で債権管理・処理方法等相談ができるようになったことから、適正な債権管理を行うことにより、滞納額が減少傾向に転じると考えられる。

5. 条例制定に伴い、専門知識をもった職員を雇用したのかまた法的な部分は弁護士に委任しているのかどうか

新たな雇用等はなく、疑問がある場合には、その都度顧問弁護士に相談し指示を仰いでいる。

支払督促等の裁判所への申し立てに関しては職員が行い、債務者からの異議申立てにより訴訟へ移行する場合は、内容等により弁護士に依頼することとしている。

以上

なお、詳細については、議会事務局に資料を保管していますので、ご覧ください。